

○東京藝術大学令和4年度ウクライナの学生への学修支援に関する特例要項

〔 令和4年9月15日
制 定 〕

(趣旨)

第1条 この要項は、ウクライナにおける現下の危機的な状況により日本へ避難した者で、ウクライナ国内の大学又は大学院、若しくはウクライナ周辺国の大学又は大学院（以下「ウクライナの大学等」という。）に在籍する学生（行政機関によりウクライナ避難民であることの証明がある者に限る。以下「ウクライナの学生」という。）の学修を支援するため、東京藝術大学における授業料その他の費用に関する規則及び東京藝術大学特別聴講学生規則の特例を定めるものとする。

(受入れ身分)

第2条 ウクライナの学生が本学又は本学大学院への入学を希望する場合は、特別聴講学生として受入れるものとする（以下「ウクライナ特別聴講学生」という。）。

(ウクライナの大学等との協議)

第3条 ウクライナ特別聴講学生は、所属するウクライナの大学等との協議を経ることなく、受入れることができるものとする。

(出願手続)

第4条 ウクライナ特別聴講学生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類を、所定の期日までに、学長に願い出なければならない。ただし、提出が困難と認められるものは、第1号及び第5号を除いてその提出を免除することができる。

- (1) 特別聴講学生願書（所定の様式による。）
- (2) 成績証明書
- (3) ウクライナの大学等の長の推薦書
- (4) 健康診断書
- (5) ウクライナ避難民であることの証明書の写し
- (6) その他本学が必要と認める書類

(聴講期間)

第5条 聴講期間は、令和4年度内とする。ただし、やむを得ない事情により、聴講期間を変更する場合は、教授会等の意見を参考として、学長が許可することができる。

2 前項の聴講期間は、通算して2年を超えることができない。

(受入れの許可)

第6条 ウクライナ特別聴講学生の受入れは、教授会等が選考し、学長がこれを許可する。

(受入れ可能人数)

第7条 ウクライナ特別聴講学生の受入れ可能人数は、各学部等で若干名とする。

(授業料)

第8条 ウクライナ特別聴講学生の授業料は、徴収しない。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、ウクライナ特別聴講学生に関し必要な事項は、学部等の長が別に定める。

附 則

この要項は、令和4年9月15日から施行する。